

一般廃棄物処理業許可証

住所 宮城県牡鹿郡女川町針浜字後山79番地

氏名 有限会社 マルダイ
代表取締役 阿部 友宏

平成28年3月1日付けで申請があった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項、第7条第2項の規定に基づき、次のとおり許可する。

平成28年3月8日

複写厳禁

女川町長 須田 善明



1 事業の範囲	収集・運搬及び処分の別	処分業（中間処理）
	取り扱う一般廃棄物の種類	焼却：紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残渣 破碎：廃プラ類・金属くず・木くず・がれき類
2 許可の期間	平成28年4月1日から 平成30年3月31日まで	
3 営業の区域	女川町内	
4 許可の条件	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び女川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例を遵守すること。 2 取扱う一般廃棄物のうち焼却処分を行うものについては、関連する法や条例等を遵守し、施設の維持管理を徹底すること。 なお、焼却により発生した焼却灰は、当社が指定した（財）宮城県環境公社小鶴沢処分場に搬入すること。 取扱う一般廃棄物のうち、破碎による中間処理を行うものについては、関連する法や条例を遵守し、施設の維持管理を徹底すること。 なお、破碎選別し保管していたものから、有価物等を取り除いたものの搬入先は、当社が指定した場所とすること。 3 規則12条に基づき毎月10日までに処理実績報告書を提出すること。 4 処理手数料等は、石巻地区広域行政事務組合清掃施設条例又は、女川町条例及び規則による額を超えてはならない。 5 許可事項に変更等が生じた場合は10日以内に届け出ること。 6 分別収集を徹底し、積極的に資源化に努めること。	